

平成 26 年、11 月定例議会にあたり、自由民主党文京区議団を代表して、私、田中としかねは、大きく三つ、質問をさせていただきます。一点目は、義務教育期に必要な真のリテラシー教育のあり方について。二点目は、国土強靱化の観点から、文京区における急傾斜地崩壊危険箇所をめぐる諸問題について。三点目は、公共工事の意義と入札に参加しやすい環境の整備について。以上の三点を、質問させていただきます。

最初に、義務教育期に必要な真のリテラシー教育のあり方について、文京区が果すべき役割と責任をお尋ねします。

ちょうど 7 年前の 2007 年の 11 月、平成 19 年度文京区議会第四回定例会にあたりまして、私は初めて、この代表質問の場に立たせて頂きました。その際には「自分がこの場に立たせて頂いていることに対して、省みるにつけてとても重い責任を感じております」と述べさせて頂きました。今も勿論、その思いが変わるところはございません。いや、むしろ、より一層の覚悟を持って、発言を続けていかなければならないという思いが、現在の日本を取り巻く状況を考えれば考えるほど、日に日に強くなってきております。

7 年前の 2007 年といえば、安倍晋三首相の主導で「教育再生」が進められていた年です。教育基本法が改訂され、教育三法が制定されました。教育について、熱い議論が交わされていた時期でした。しかしながらこの第一次安倍内閣は、マスコミの総攻撃の中、短期間で瓦解しました。「戦後レジームからの脱却」を掲げた安倍政権です。

とりわけこの「愛国心」が盛り込まれた教育基本法の改正に際しては、執拗なネガティブキャンペーンが張られました。当時の世論調査では「愛国心が盛り込まれた教育基本法」への賛成が 7 割近くあったにもかかわらずです。安倍首相の教育再生は国民世論の大勢に適っていたと言うべきところを、朝日新聞は法案成立までの三ヶ月間に、教育基本法反対派の動きを伝える記事を、東京版・地方版を合わせて、実に 70 件も掲載していたのです。賛成派の動きを伝える記事は、たったの 3 件しか掲載しなかったにもかかわらずです。こうした偏向的な報道が、当時は「安倍叩き」という名目で、公然と行われていたという事実を、あらためて認識しなくてはなりません。

本年の 7 月 1 日、自衛隊発足から 60 年目にあたるこの日、第二次安倍内閣において集団的自衛権の限定的行使容認が閣議決定されました。そして現在にいたるまで、国民の不安を煽りながらの反対キャンペーンは続けられています、いわく「戦争ができる国になる」、いわく「徴兵制が始まる」と。

自民党は選挙公約においても、集団的自衛権行使の問題については掲げています。3・11 を経験した我われは、危機管理の上で、物事は突き詰めて考えなければならないという決意をしました。それは、「想定外」という言葉は使ってはいけないということです。日本国憲法にはこうあります、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」。だからわが国には軍の規定もないのです。しかしなが

ら、信頼のできない、公正と信義にもとる、そんな国が現れたらどうするのか。想定外でした、では決してすまされません。物事を突き詰めて考えるというのは、そういうことなのです。そのための集団的自衛権の限定的行使だということを理解して頂きたい。

中国共産党は最近、世界に向かって、1945年当時の国際関係を想起させ、当時の友敵関係を現在の国際秩序の基本に据えようとのキャンペーンを始めています。第二次世界大戦後の日本が、一度も戦争をしなかったという歴史的事実を無視し、現在の日本は大日本帝国と同一の存在であるとアピールしているのです。憲法改正を口にしただけで、「憲法改悪を許さない」とのネガティブキャンペーンを張るのは、この中国共産党と同じ論理です。安倍政権の「戦後レジームからの脱却」を、あたかも「戦前への回帰」に読み替えて、日本は軍国主義だ、と批判するわけですから。マスコミの報道にも、注意が必要です。

メディアが送り出す情報を、単に受容するのではなく、意図を持って構成されたものとして、積極的に読み解く力を養うこと。このリテラシー教育の必要性が、今ほど高まっているタイミングはないと思います。「メディアに対する新たな教育的取り組みを文京区から発信するべきではないか」。これは私が、初めてこの壇上にて、質問をさせて頂いたときに、発した言葉です。再度、教育長にお伺いいたします。緊急性が高いと判断されるリテラシー教育を、義務教育期から取り入れるべきであると考え、年間授業時間数の確保も含め、具体的に強化させるべきではないでしょうか。見解をお聞かせ下さい。

あらためて、教育基本法の教育理念に基づき、新たに定められた義務教育の目標を、はっきりと認識すべきです。「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度」。これがわれわれの言う「愛国心」です。その成果は次のような調査でも、着実に現れてきていると思います。日本人の83%が「生まれ変わるなら日本に」と考えていることが、文部科学省所管の「統計数理研究所」が先月30日に発表した国民性調査で分かりました。5年前の前回調査より6ポイント増え、特に20代男性が21ポイントも急増しました。若者たちが自信と誇りを持ち始めている姿がうかがえるではありませんか。

愛国心を語っただけで、あるいは自衛隊の活動に感謝の意を表しただけで、「右翼！」と野次が飛んだ、数年前とは、状況が変わりつつあることを感じずにはいられません。しかしながら、私自身の考えは、変わっておりません。改憲か護憲か、愛国心は是か非か、こうした左右イデオロギーの対立軸だけで国家を論じるのは思考停止に過ぎない、というものであります。「右であれ、左であれ、わが祖国日本」これが私の立場です。

この立場でもう一点、義務教育期に必要な真のリテラシー教育のあり方についての提言をおこないたいと思います。本年6月の地方教育行政法の改正により、平成27年の4月から、首長が招集し、首長と教育委員会で構成される「総合教育会議」がスタートすることとなり、教科書採択に当たっての採択方針・採択基準等について、教育委員会を大綱指導することとなります。教科書採択そのものは教育委員会の専権事項であることは承知しています。それは、無償で配布される教科書は、区の予算が伴わないため、首長の権限には関わらない、という文科省の認識です。そこをあえて、区の予算で、もう一冊、教科書を

付け加えるという措置を講じてほしいというのが、私の要望です。アイデンティティーを確立する中学生の時期に、どのような歴史教育がなされるかは、極めて重要なポイントになります。それは中学生自身がどのような歴史観を構築していくのか、というまさにそのプロセスに関わるからです。端的に申し上げます。歴史観の異なる複数の教科書で学ばせるべきです。複数のテキストを比較するというのは、学問の領域でも、学習指導の領域でも、いわば常識であります。それが、どれか一冊だけを読みなさい！という文科省の予算都合に合わせるから、そもそも議論もできないのです。見方の異なる教科書を二種類とも中学生に読ませて、相違点を確認させる。どの記述が納得がいくのかを議論させる。これこそが、真の意味でのリテラシー教育だと思います。なにもすべての科目の教科書を二種類用意せよ、とっているわけではありません。「歴史観」という言葉があるように、中学生の歴史教科書こそが、重要なのです。文京区の予算で、歴史教科書をもう一冊！を、あえて提言させていただきます。区長のご見解をお聞かせ下さい。文京区歌に歌われる「もの知る人の多なれば 町おのずから平和あり」、この精神を発信してこそ「文の京」だと、私は確信するからであります。

次に、国土強靱化の観点から、文京区における急傾斜地崩壊危険箇所をめぐる諸問題について、区が果たすべき役割と責任をお尋ねします。

昨年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定・公布され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。国は、この基本法に基づいて、本年6月に、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」と共に、「国土強靱化アクションプラン」を策定し、今後、政府一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととしています。

国土強靱化の基本目標とは、人命の保護が最大限図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、そして迅速な復旧復興、であります。この国土強靱化という政策に対して、バラマキではないかという誤解があります。しかし、国家目標を立て、財政上も戦略的な優先順位をつけ、国づくりを進めていく。これをバラマキだという批判は、あまりにも底が浅いと言わざるを得ません。

この基本法に基づき、地方公共団体が策定する国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画が、国土強靱化地域計画です。お隣の荒川区が、本年6月3日付けで、内閣官房より「国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体」に選定されました。

このモデル調査は、基本法に基づく国土強靱化地域計画を策定するにあたり、地域計画の検討過程等について情報を収集し、集約する調査を行い、その結果をモデル事例として全国の地方公共団体に提示し、共有することにより、地域計画の策定を促進するものです。

今後、荒川区は、庁内における検討や、有識者・関係機関・区民からの意見や協議を踏まえた検討を進めると共に、内閣官房による専門家等の助言や必要な情報の整理等の支援を受けながら、国土強靱化地域計画を策定するとしていますが、この国土強靱化地域計画に対する文京区の対応状況はいかがでしょうか。また、今後の具体的な策定スケジュールについてもお聞かせ下さい。

文京区が協定を締結している島根県津和野町に、先月わが会派で視察に伺いました。昨年津和野町を襲った集中豪雨の被害は甚大で、一年を経過した現在でも、その爪あとは生々しく残っており、復旧・復興の様子とともに、現地を取材させて頂きました。下森町長は文京区の協力に、とりわけ区から派遣された職員の方々への感謝の言葉を述べられるとともに、国の協力の不可欠さを訴えられておられました。国土の強靱化に待ったはありません。

先月も、大型の台風が二つ日本列島に上陸し、各地に深刻な爪痕を残しました。10月の6日に直撃した台風18号では、横浜市緑区白山の崖地で土砂崩れが発生し、男性会社員の方がお亡くなりになりました。土砂崩れの発生箇所は、横浜市内の不動産・総合建設会社が違法に盛り土をしていたということが判明し、さらに横浜市が四年前の2010年3月に、工事停止命令と是正勧告を出し、工事は中止されたが是正はされなかったということも明らかになりました。横浜市が2011年2月に呼び出し通知を出したものの同社は応じず、その後、市は改善指導を続けることなく、約3年7カ月もの間、違法状態は放置されたままだったのです。市職員の異動に伴う職員間の引き継ぎが行われなかったことが原因とされ、横浜市の林文子市長は「痛恨の極み。責任を感じている」と陳謝しました。

区民の生命・財産を守るべき行政職員の方々には、一つのミスや気の緩みが重大な結果を引き起こしかねないということを胸に刻んでほしいと思います。あらゆる手を尽くさなければなりません。「痛恨の極み」を繰り返してはなりません。

この横浜市の事例は、決して他人事ではありません。文京区内には自然斜面で12か所、人口斜面で36か所、計48か所の急傾斜地崩壊危険箇所があります。当然、崖地そのものの数ではさらに多くの箇所が存在します。横浜市には、神奈川県が指定する土砂災害警戒区域の数は県内最多の2431に上りますが、そもそも同区域内に計9815か所もの崖が存在します。その個別の実態や特徴を踏まえた対策が急務だとして現地調査に乗りだしました。危険度判定を行い、ハザードマップを更新し、全戸配布する予定だそうです。文京区でもこうした小回りよく地域の実情を把握し、災害の芽を摘んでいく動きが必要だと考えますが、区の対策状況をお聞かせ下さい。また、急傾斜地崩壊危険箇所に関わる、庁内の部署どうしの連携・連絡体制の状況と、部署内の引継ぎ体制の状況を、今一度ご報告下さい。

防災に自助が求められるのは言うまでもありませんが、行政の行う公助については、区民の命を守る「最後のとりで」としての気構えを持つことが求められ、万全の態勢づくりを構築しなくてはなりません。文京区は「がけ整備資金助成事業」によって、がけ・擁壁の所有者に対して、新たな擁壁の築造工事及び擁壁の築造に係る工事監理業務に対して助

成金の交付を行っています。公助の枠組みでの防災への取り組みであるとして、わが会派もこの事業を評価するものですが、一方で、この「がけ・擁壁」に隣接する宅地への目配りも必要ではないかと考えます。既存擁壁の下の敷地に建物を建築する場合には、東京都建築安全条例第6条によって規制がかかります。がけの崩壊に対して安全であるように建物の一部を鉄筋コンクリート造としなくてはならない、というものです。一般的な木造住宅を建築予定の方にとっては、安全のためとはいえ、一部鉄筋コンクリート造への補強負担を強いられることとなります。いかがでしょうか、「がけ整備資金助成事業」だけではなく、「がけに近接する敷地での建築物への補強資金助成事業」を、ご検討頂けませんでしょうか。見解をお聞かせ下さい。

最後に、公共工事の意義と入札に参加しやすい環境の整備について、区が果たすべき役割と責任をお尋ねします。

国土の強靱化にとって欠かせないのが、公共工事であります。本年の6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる「改正品確法」に対応するために、入札に参加しやすい環境の整備に向けて、文京区がどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

文京区では、平成20年に策定した「契約事務改善プラン」を基に、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境の整備に取り組んでいることと思います。入札契約制度は、透明性、競争性、品質の確保という三つの社会的要請に答えていくことが基本となりますが、文京区でもこれまで、過度な低価格競争に対応するため、低入札価格調査制度の強化や総合評価方式の運用拡大などの制度改革に取り組んできました。しかしながら、現在、入札においても不調がみられるなど、公共工事を取り巻く状況は、これまでとは大きく変化していると認識すべきです。

そこで文京区の入札契約の状況についてお伺いいたします。

東京都では、近年、低入札価格調査件数は減少しており、また、その減少とあわせて平均落札率が上昇するという傾向にあるとありますが、文京区ではいかがでしょうか。

また東京都においては、平成25年度から不調の発生率が増加し、特に年度後半に発生が顕著になった、との報告がありますが、文京区ではいかがでしょうか。不調発生率の推移をお示し下さい。

また、不調の発生率の上昇とともに、工事一件あたりの平均入札参加希望者数が減少している傾向にあるとありますが、文京区ではいかがでしょうか。また、入札参加の傾向として、JVを対象とした工事は等級で参加できる工事と比較して、入札参加者数が減少する傾向にあるとありますが、文京区ではいかがでしょうか。

また、本年2月からは、インフレスライド条項の運用を開始しましたが、スライド条項の適用状況をお示し下さい。

公共工事とは基盤であり、その基盤の上には、区民の生活やあらゆる経済活動が乗っています。どのような状況においても、区民生活に不可欠な事業は着実に進めていくことが必要です。すなわち、これまでの入札契約制度の基本的な考え方を堅持しつつも、建設市場の状況変化やその時々課題への機動的な対応をより重視し、実効性および持続性の高い取組みを通して入札に参加しやすい環境の整備が不可欠になります。そこで、文京区における今後の取組みとして、以下にいくつかのご提案を申し上げたいと思います。

これまでJVに向けて発注してきた工事の基準額を引き上げ、より大規模な工事をJVの対象とするとともに、発注標準金額も見直しを行い、能力のある中小企業が単独で入札に参加できる工事の規模と件数を拡大するのはいかがでしょうか。JV基準等の見直しについて伺います。

また、積算から入札までの期間が比較的長く、価格変動の影響が大きい大規模な工事案件について、公表期間中に単価改定等があった場合、入札日直近の最新単価を用いて予定価格そのものを修正し、より実勢価格に近づけた価格で入札を実施すること。あるいは、より適切に実勢価格の動向を予定価格に反映するため、入札参加者の見積り期間を確保した上で、期間の短縮を図ること。つまり、予定価格の修正と入札手続の迅速化についてはいかがでしょうか、伺います。

また、総合評価方式の適用拡大についてはいかがでしょうか、伺います。

本年の2月に運用を開始したインフレスライド条項については、当面は適切に運用していくことになると思いますが、今後の経済情勢や公共事業を取り巻く状況の変化によっては、全体スライドを基本とする受発注者間の負担のあり方について検討すべきだと思いますがいかがでしょうか、伺います。

また、工事発注に関する情報提供の向上と、工事発注時期の平準化についてはいかがでしょうか、伺います。

世の中を動かすのは市場原理だけなのかというと、必ずしもそうではありません。もともと公的な仕事は、民間の市場原理に馴染まないものを、税金で補っていくという性格があるはずで、公共事業が税金を使って行うのもまさにこうした意味を持っているからです。だからこそ、長期的な視点で見れば、市場原理以外の考え方が公共調達にあっていいはずであり、競争原理と市場原理があればいいという考え方は視野が狭いと言えるのです。今回の改正品確法は、こうしたことも踏まえての改正であるということを、広く区民へも理解されるよう、区も働きかける必要があると思います。安定的・計画的に社会資本整備を進めるための公共工事という考え方を、国土強靱化という政策のもと、あらためて認識すべき時だと思えます。

以上で質問を終わります。ご静聴まことにありがとうございました。